

Q 1 1 事業実施主体当たりの補助金の上限額はありますか？

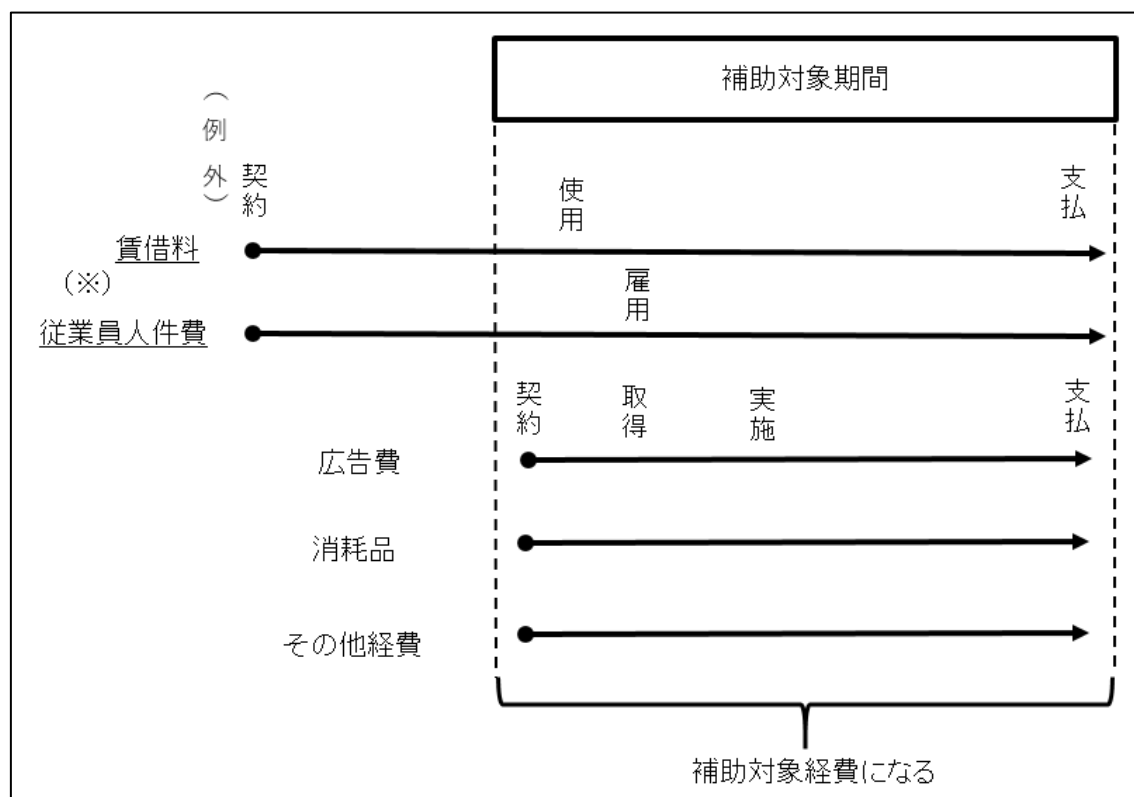
A 1 1 事業実施主体当たりの補助金の上限は、1 年目は 1,000 万円（補助率：3 分の 2 以内）、2 年目は 750 万円（補助率：2 分の 1 以内）、3 年目は 500 万円（補助率：3 分の 1 以内）となります。

Q 2 事業費は、消費税込みでの申請ですか？

A 2 事業実施主体において本補助事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなくてはなりません。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではありません。

Q 3 交付決定前に実施・購入したものは、補助対象になりますか？

A 3 本事業の対象になるのは、交付決定を受けてから事業実施したものに限られます。ただし、「賃借料」、「人件費（臨時）」に限り、交付決定日以前に「契約」した内容も対象となりますが、補助対象経費となるものは、交付決定を受けた日付以降のものに限られます。



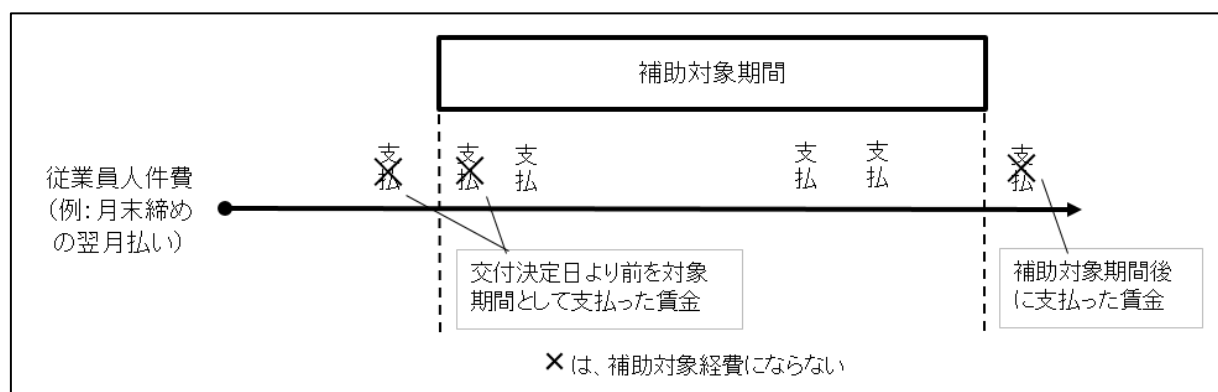
Q 4 当年度内に完了したが、業者への支払処理が次年度となるものは補助対象となりますか？

A 4 支払い処理も含めて、当年度内に完了した上で、実績報告書を提出していただきます。支払処理が次年度となるものは補助対象とならないため、本人負担となります。

また、四半期ごとに実施状況報告を提出してください。

Q 5 賃金の支払い時期と交付決定日との関係を教えてください。

A 5 交付決定日より前に支払った賃金、交付決定日より前を対象期間として支払った賃金は補助対象経費となりません。また、補助対象期間後に支払った賃金も補助対象経費となりません。



Q 6 対象経費としての人件費はどのような内容でしょうか？

A 6 本事業のために臨時に雇用する場合の人件費が補助対象となります。

本事業に関連しないものや事業実施主体の構成員に対する人件費は、補助対象経費となりません。

他事業と兼職の場合は、実働に応じた対価（業務量及び対価を客観的に証明できる書類の添付必要）を補助対象とします。

Q 7 人件費の算出方法を教えてください。

A 7 人件費=賃金の時間単価×作業時間数で算出します。

基本的に事業従事者一人一人について月ごとに算出し、補助対象期間における総額を集計します。

Q 8 業務量及び対価を客観的に証明できる書類とありますが、具体的にどのような書類が必要でしょうか？

A 8 まず、従事者の役割分担が分かる資料（体制図等）を準備して下さい。

作業時間については、従事時間を把握するための従業員別の作業日誌等（管理者の作成した書類も可能）が必要となります。

Q 9 本事業の審査会は年に何回開催する予定ですか？

A 9 審査会は通年開催しますが、補助金の申請額が予算額を満たした時点で、最後の審査会と

なります。そのため、年1回となる可能性もあります。

Q10 補助率について、1年目は補助対象経費の3分の2以内、2年目は補助対象経費の2分の1以内、3年目は補助対象経費の3分の1以内とありますが、どのような意図がありますか？

A10 事業が安定するまで数年間を要することを想定し、3年間補助（継続した3年間で、段階的に補助率を引き下げ）としております。

Q11 区市町村・協同組合・非営利活動法人以外が本事業を申請するにはどうすればよいでしょうか？

A11 「東京産農産物消費拡大支援事業費補助金交付要綱 別表1」により、事業実施主体として、知事が特に必要と認める特認団体を立ち上げて申請をしてください。

特認団体には、以下のすべてに該当する必要があります。

ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある

イ 3人以上の個人又は法人で構成されている

ウ 代表者の定めがある

Q12 事務所の賃借料は補助対象になりますか？

A12 事業実施主体の本事業に使用する事務所のみ補助対象となります。

本事業で使用していることを証明するために、立ち入り調査の実施・使用履歴・写真等を提出する必要があります。

Q13 事業で実施するカメラは補助対象でしょうか？

A13 カメラは、汎用性が高いため補助対象外となります。

Q14 インターネットで購入した際のポイントはどうすればよいですか？

A14 支払時にポイントカードは使用できません。原則として、ポイントが付与されないようにしてください。

Q15 東京産食材を使用した商品開発費用は補助対象となりますか？

A15 商品開発費用は、補助対象となりません。

東京産農産物消費拡大支援事業費補助金交付要綱の第2条により以下の経費は補助対象外となります。

(1) 他の補助金の交付対象となっている経費

(2) 特許や商標登録の取得、商品開発、コンピュータソフトウェア開発など補助事業の成果物によって、私有財産の形成に資することとなる経費

Q16 東京産食材やその加工食品を活用する場合の食材購入費用及び食材の運搬費は補助対象となりますか？

A 1 6 東京産食材や生産者自ら加工したアイス、ジャム等をイベントの試食で使用する場合、学校栄養士が食育のための講習会で調理するための食材購入費用等は補助対象となります。間に加工事業者を経由して調理した食品の購入費用は、基本的に補助対象外となります。

Q 1 7 東京産食材購入費用は、補助対象となりますか？

A 1 7 東京産農産物に関する講習会及びイベントでの試食等で使用する食材購入費用は補助対象ですが、経常的な食材購入費用の差額は補助対象外となります。

Q 1 8 旅費での E T C カードを利用する場合に、クレジットカードでの支払いはできますか？

A 1 8 経費の支払は、原則として、現金払い又は金融機関からの振込払いとします。しかし、E T C などやむを得ず使用する場合は使用できます。しかし、個人名義のカードでの支払いは、補助対象外となります。また、対象経費の支払いを確実に事業実施期間内に行うために、対象経費の口座からの引き落としは、事業実施期間内に行われなければなりません。そのため、支払回数は 1 回払いに限ります。また、報告書には、次の書類の提出が必要となります。

ア クレジットカード利用伝票の写しもしくはインターネットショッピングにおいては利用内容の写し

イ カード会社発行のカード利用代金明細書の写し

ウ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分の写し

また、ポイント付与がある場合は、取得したポイント分を実績報告時や実施状況報告時に任意様式にて報告してください。なお、カードを用いない W E B 決済時のポイント付与も同様の取扱いとします。

Q 1 9 対象経費とならない経費の中に「親会社、子会社、グループ企業等関連会社へ支払われた経費」とありますが、どのような場合が想定されますか？

A 1 9 親会社、子会社、グループ企業等関連会社とは、自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）または社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいいます。本事業においては、Q 1 1 の特認団体の個々の構成員との関係において判断します。

Q 2 0 補助事業の実施により収入が生じた場合は、どうすればよいですか？

A 2 0 本補助事業は、営利を目的としていないため、収入は生じないことを想定しています。しかし、事業実施により収入が生じた場合は、収入納付に係る報告書（東京産農産物消費拡大支援事業実施要領別記様式第 3 号）を実績報告書に添付して所定の手続きを行ってください。なお、収入納付が生じる例としては、事業実施主体が、セミナー会場借り上げ料を補助対象経費としている場合において参加者から参加費を徴収する場合等があります。

本収入納付は、事業実施主体が区市町村以外の場合に行うものとします。

Q 2 1 P R用備品を補助対象経費とする場合について教えてください。

A 2 1 補助対象となるP R用備品は、単価5万以上20万円未満（税込み）、耐用年数が10年以内のもの（デジタルサイネージ、イベントテント、看板製作費）で、事業実施主体が区市町村、協同組合の法人である場合としています。なお、事業実施主体は、財産管理台帳に所定の事項を記載し保管管理すること、事業実施年度後3年間、毎年活用状況を取りまとめて所定の活用状況報告書（東京産農産物消費拡大支援事業実施要領別記様式第2号）にて提出する必要があります。